

パートタイム労働に関する 相談を受け付けます

我が社のパートの待遇をどうすればよいのか？
正社員への転換については、どのように対応すればよいのか？
労働条件通知書が交付されない！
正社員と同じ仕事をしているのに待遇が違う！

等々、パートタイム労働に関する相談を受け付けます。
勤務地や居住地にかかわらず、お近くの労働局にお気軽にご相談ください。
南関東の4労働局が連携して相談解決に当たります。

◆日時◆ 平成21年7月6日(月)～10日(金) 8:30～17:15

◆対象◆ パートタイム労働者
パートタイム労働者を雇用している事業主等

受付場所 埼玉労働局雇用均等室
さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
TEL 048-600-6210

千葉労働局雇用均等室
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階
TEL 043-221-2307

東京労働局雇用均等室
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
TEL 03-3512-1611

神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
TEL 045-211-7380

◆相談方法◆ 電話・来局相談
電話の場合は、ご希望の労働局に電話をしてください。
来局の場合は、ご希望の労働局に、できれば事前に電話予約をお願いします。